

重要事項事前説明書（建物貸借用）

別添の重要事項説明書は、冒頭に記載の不動産について、当該不動産を借りようとする方があらかじめ知っておくべき最小限の事項を列記したものです。

宅地建物取引業法第35条には、宅地建物取引業者の義務として、宅地建物取引士によって書面を交付して説明しなければならない一定の事項が掲げられており、重要事項説明書はこの義務に対応するものです。

まず、この取引にあたって宅地建物取引業者の立場（取引態様）の再確認と営業保証の手続はどうしているかの説明（供託所等に関する説明）をします。続いて売主の説明と取引の対象となっている不動産の説明をし、その後、重要事項の説明になります。

重要事項説明の内容は大別すると「I. 対象となる建物に直接関係する事項」と「II. 取引条件に関する事項」に分けられます。

取引態様（宅地建物取引業法第34条第2項）

供託所等に関する説明（宅地建物取引業法第35条の2）

貸主等の表示

建物の表示

重要事項説明の構成・項目

I. 対象となる建物に直接関係する事項

1. 登記記録に記録された事項等
2. 法令に基づく制限の概要
3. 当該建物が造成宅地防災区域内か否か
4. 当該建物が土砂災害警戒区域内か否か
5. 当該建物が津波災害警戒区域内か否か
6. 水防法に基づく水害ハザードマップにおける当該建物の所在地
7. 建物建築の工事完了時における形状・構造等（未完成物件のとき）
8. 建物についての石綿使用調査結果の記録に関する事項
9. 建物の耐震診断に関する事項
10. 建物状況調査の結果の概要（既存の住宅のとき）
11. 飲用水・電気・ガスの供給施設及び排水施設の整備状況
12. 建物の設備の整備の状況（完成物件のとき）

II. 取引条件に関する事項

1. 借賃・借賃以外に授受される金銭の額及び授受の目的
2. 契約の解除に関する事項
3. 損害賠償額の予定又は違約金に関する事項
4. 支払金又は預り金の保全措置の概要
5. 契約の種類・期間・更新等に関する事項
6. 定期借家契約の場合
7. 用途その他の利用の制限に関する事項
8. 敷金等の清算に関する事項
9. 管理の委託先
10. 建物敷地が借地の場合

III. その他の事項

1. 添付書類
2. その他

いずれも取引にあたっての判断に影響を与える重要な事項ですので、説明をよくお聞きいただき、十分ご理解のうえ、意思決定をしてくださるようお願いいたします。

なお、説明が終わりましたら、説明を受け重要事項説明書を受領したことの記名・押印をお願いします。